税務顧問及び記帳代行契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の税務、会計及び記帳に関する業務の委嘱について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、次条に定める業務（以下「本業務」という。）を委嘱し、乙はこれを受任する。乙は、善良な管理者の注意をもって本業務を処理する。

第2条（委嘱業務の範囲）

本業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税並びに地方税に係る税務代理及び税務書類の作成

（2）前号の税目に関する税務相談

（3）甲が引き渡す証憑書類に基づく会計帳簿の作成（記帳代行）

（4）月次試算表の作成及び月次報告

（5）税務調査の立会い

2　記帳代行の対象は、甲が第4条により引き渡した証憑書類に記録された取引に限る。乙は、引渡しのない取引について記帳する義務を負わない。

3　次に掲げる業務は本業務に含まないものとし、甲が委嘱を希望するときは、その都度協議のうえ、報酬を定めて別途受任する。

（1）給与計算、年末調整及び法定調書の作成

（2）現金の出納、売掛金の請求及び回収その他の実務の代行

（3）会計ソフトの導入支援、補助金・助成金の申請支援

（4）相続税・贈与税の申告その他第1項第1号に掲げる税目以外の申告

第3条（月次の業務の流れ）

乙は、毎月、次の順序で本業務を処理する。

（1）甲から証憑書類の引渡しを受ける

（2）会計帳簿を作成し、月次試算表を作成する

（3）甲に対し、当月の月次試算表を提出し、必要な助言を行う

2　乙は、証憑書類の引渡しを受けた日から〇〇日以内に前項第3号の報告を行う。ただし、資料の不足その他甲の責めに帰すべき事由により遅延した期間は、この限りでない。

第4条（証憑書類の引渡し）

甲は、毎月の証憑書類（領収書、請求書、通帳の写し、給与台帳その他会計帳簿の作成に必要な書類をいう。）を、翌月〇〇日までに乙に引き渡す。

2　甲は、証憑書類のうち電子取引に係るものについては、電磁的記録のまま乙に提供する。

3　甲は、引き渡す証憑書類が、当該期間の取引を漏れなく記録したものであることを保証する。

第5条（帳簿書類の保存の分担）

会計帳簿及び証憑書類の保存義務は甲が負うものとし、乙は、甲の保存を補助するために、作成した会計帳簿の電磁的記録又はその写しを甲に提供する。

2　電子帳簿保存法に基づく保存の方法（電子取引に係る電磁的記録の保存、検索要件の充足等）について、甲乙は、あらかじめ役割分担を書面で確認する。

3　乙は、預かった証憑書類を、記帳完了後　　甲に返還する。返還までの間、乙は善良な管理者の注意をもって保管する。

テンプレート提供：士業AI（shigyo-ai.com）

第6条（乙の義務）

乙は、税理士法その他の法令及び所属税理士会の会則を遵守し、本業務を処理する。

2　乙は、不正に国税又は地方税の賦課若しくは徴収を免れるための相談又は指導には、一切応じない。

3　乙は、その使用人その他の従業者に本業務を補助させることができる。この場合、乙は、当該従業者を監督し、その行為について甲に対し責任を負う。

第7条（報酬及び支払方法）

甲は、乙に対し、本業務の報酬として、次の金額（消費税及び地方消費税を除く。）を支払う。

(1) 月額顧問報酬　金　　円

(2) 記帳代行報酬　月額金　　円（仕訳　　件までとし、これを超える部分は1件につき金　　円を加算する。）

(3) 決算及び申告に係る報酬　金　　円

2　甲は、前項第1号及び第2号の報酬を毎月末日限り、同項第3号の報酬を申告書提出の日の属する月の翌月末日限り、乙の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

3　乙は、経済情勢の変動、甲の事業規模又は業務量の変動その他相当の理由があるときは、改定を希望する日の〇か月前までに書面で甲に通知し、甲乙協議のうえ報酬を改定することができる。

第8条（秘密保持）

乙は、税理士法第38条の定めるところにより、正当な理由がなく、本業務に関して知り得た甲の秘密を他に漏らし、又は窃用しない。本契約の終了後も同様とする。

2　乙が本業務の遂行のために外部の情報処理サービスを利用するときは、当該サービスの提供者に対して前項と同等の義務を負わせる。

第9条（免責）

乙は、甲が証憑書類を引き渡さず、若しくは引渡しを遅滞したこと、又は引き渡された証憑書類の内容が真実に反していたことにより生じた損害について、責任を負わない。

2　乙は、甲が乙の助言に従わなかったことにより生じた損害について、責任を負わない。

第10条（損害賠償）

乙は、本業務の処理につき乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

2　前項の賠償額は、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、損害の原因となった行為の時から遡って〇年間に甲が乙に支払った報酬の総額を上限とする。

第11条（契約期間）

本契約の有効期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。ただし、期間満了の〇か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第12条（解約及び引継ぎ）

甲又は乙は、解約しようとする日の〇か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解約することができる。

2　本契約が終了したときは、乙は、預かった証憑書類及び作成した会計帳簿の電磁的記録を遅滞なく甲に引き渡し、事務の経過及び結果を報告する。

3　甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告してもこれが是正されないとき、又は本契約を継続し難い重大な事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

テンプレート提供：士業AI（shigyo-ai.com）

第13条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2　甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第14条（協議及び合意管轄）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議して解決する。

2　本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年　　月　　日

甲

住所

名称

代表者　印

乙

住所

名称

氏名　印

テンプレート提供：士業AI（shigyo-ai.com）